

白馬村「広報はくば」への広告掲載等に関する要領

〔平成19年12月27日〕
〔白馬村要領第7号〕

(趣旨)

第1条 この要領は、白馬村広報等有料広告掲載要綱に基づき、白馬村「広報はくば」(以下「広報」という。)への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、原則として広報の最終頁中段とする。

(広告の規格等)

第3条 広告の大きさは、1枠当たり縦2.7cm×横8.0cmとする。ただし、村長が認めたときは、2枠を1枠の広告(縦2.7cm×横16.6cm)とすることができる。

2 広告の枠は、1月につき2枠以内とする。

(広告の内容等)

第4条 広告のデザイン及び内容等は、広報紙のイメージを損なうことのないように調整し掲載するものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 1回当たり1枠 10,000円
- (2) 1回当たり2枠を1枠 20,000円

(広告掲載の期間)

第6条 広告を掲載する期間は1回単位とし、6回を限度とする。ただし、更新は妨げない。

(協議)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。